

平成 29 年 4 月 3 日
オリンピックセンター運営部

振込後の返金について（お知らせ）

平素より、当センターをご利用くださいます。誠にありがとうございます。当センターの円滑な運営のため、改めて振込みを希望する団体様にお知らせ申し上げます。

振込後の返金について、天災や利用者様の責に帰すべきことの出来ない事由の場合を除き、一度振込みいただいた施設使用料金は還付しないこととしております。よって、利用開始日前日 17 時までに変更のご連絡をいただいた際にも、一度銀行振込及び郵便振替にて納金された施設使用料は、返金は出来かねますので、ご了承ください。

ついでには、施設使用料金を振込の際には、確定した額を振込みいただくとともに、変更により宿泊人数や研修室数が減少することが勘案される場合は、確定した一部をご入金いただき、不足分は当日窓口にて現金で支払いただきますよう、お願い申し上げます。

恐れ入りますが、施設使用料金を振込みの際にはご注意ください、今後とも当センターをご利用くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

【参考】 (<http://www.niye.go.jp/files/items/139/File/ryo-kinkiteiH260401-2.pdf>)

独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

第 4 条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

- 2 第 2 条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者
の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときには、この限りではな
い。

本件についての問い合わせ先

国立オリンピック記念青少年総合センター

TEL 03-3469-2525

FAX 03-3469-2277

ホームページアドレス <http://nyc.niye.go.jp/>

